

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	鴻巣市郷地字さがへと二二三番一地从 から同市郷地字さがへと二二三番一地	区 間
一一・〇〇〇〜一七・七九	一一・〇〇〇〜一七・七九	敷地の幅員 (メートル)
七・二〇		延長 (メートル)
	道路改良工事による。	備 考